

5

その他の検査

受診団体の依頼等により、下記の事業及び検査を実施した。

1-1 インターネットを利用した集団健診申込受付の実施

インターネットを利用した集団健診申込受付は、検診対象の全市民が24時間スマートフォンやパソコンから「いつでも・どこでも」健診申込を可能とするものである。

インターネットを利用した申込の割合は下表のとおりであり、年代別で見ると30歳から50歳代の働く世代を中心に閉庁時間帯における申込割合が高かった。

表1 インターネットを利用した健診申込状況

	健診申込数	健診申込数の内インターネット利用での申込数 (%)		インターネット申込の内閉庁時間帯の申込数 (%)	
栃木市	12,935	3,161	(24.4)	1,982	(62.7)
下野市	6,328	2,878	(45.5)	1,546	(53.7)
鹿沼市	6,411	1,657	(25.8)	753	(45.4)
真岡市	15,196	322	(2.1) ※	188	(58.3)
大田原市	11,504	3,388	(29.5)	1,088	(32.1)
那須烏山市	3,431	751	(21.9)	437	(58.1)
芳賀町	3,707	264	(7.1) ※	162	(61.4)
野木町	3,070	950	(30.9)	519	(54.6)
矢板市	6,367	581	(9.1) ※	221	(38.0)
塩谷町	4,181	94	(2.2) ※	54	(57.4)

\*真岡市、芳賀町、矢板市及び塩谷町は、前年度受診者に受診予約日の決定通知を送付しており、受診予約日の変更または、新規申込者のみインターネットを利用するため、利用率は他の市町より低い。

1-2 コールセンターを利用した集団健診申込受付の実施

インターネットを利用した申込方式に併せ、集団健診の電話予約受付業務を当事業団が代行するコールセンター事業を平成30年度健診申込分から開始した。

専用電話回線を期間限定で開設し、県内の専門業者と連携しながら専門のオペレーターが電話による予約受付を行った。令和2年2月に大田原市の集団健診の申込を実施し、5日間で2,093件の予約受付を行った。また、矢板市においては、令和2年3月に集団健診の申込を3日間で129件の予約受付を行った。

表2 コールセンターを利用した健診申込状況

	健診申込数	健診申込数の内コールセンター利用での申込数 (%)		健診申込数の内インターネット利用での申込数 (%)	
大田原市 (5日間)	5,589	2,093	(37.5)	1,720	(30.8)
矢板市 (3日間)	349	129	(36.9)	220	(63.0)

## 2 特定健診・若年健康診査の二次検診実施【大田原市】

健康課題である循環器病及び糖尿病等の予防可能な生活習慣病を早期発見、早期介入することを目的に、平成25年度から下表のとおり特定健診・若年健康診査の二次検診を実施している。「自分のからだをもっと知る自分探しの二次検診」として、市の全額負担により令和2年12月から令和3年3月の期間に51名の検診を実施した。

	内 容	目 的
75g糖負荷検査 (インスリン測定を含む)	血液検査 (4回採血)	隠れ糖尿病（リスクの度合い）の発見 糖負荷検査（空腹時・30分・60分・120分）
頸動脈超音波検査	超音波検査	早期の動脈硬化による血管変化 (血管の厚さやプラーク)の把握
微量アルブミン尿検査	尿検査	早期の腎機能の変化（いたみ具合）の把握

## 3 甲状腺超音波検査の実施【日光市・塩谷町】

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により放出された放射性物質の健康への影響を把握し市民の健康管理に寄与すること、さらには市民の放射能に対する不安の軽減を目的に、日光市（平成25年度～）、塩谷町（平成28年度～）で甲状腺超音波検査を実施した。両市町ともに対象は、事故当時18歳未満の方であり401名（日光市301名、塩谷町100名）の検査を実施した。

## 4 高齢者に向けた運動機能等測定の実施【茂木町】

近年高齢化が進む日本で、75歳以上の後期高齢者（若年後期高齢者含む）が要介護状態となる原因に、軽度認知障害や転倒、サルコペニアが挙げられており、フレイルに陥る前の予防が重要視されている。

そこで、当事業団ではこれらの課題に向けた“高齢者の生活習慣の見直し、早期改善に繋がる事業”として運動機能等測定を独自に考案し実施した。

令和2年度は、茂木町で4日間151名に実施した。

## 5 風しんの追加的対策における風しん抗体検査の実施

平成31（2019）年4月1日から国の「風しんに関する追加的対策」が実施され、これに伴い当事業団においても集合契約に係る風しん抗体検査の実施体制を整備し開始した。

令和2年度は、16市町610名実施した。

### 「風しんに関する追加的対策」

国は、風しんの追加的対策として、令和4年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（抗体保有率の低い世代の男性）に対し、予防接種法に基づき風しんの定期接種を行うこととした。ワクチンの効率的な活用等のため市町村が主体となり対象者に抗体検査を実施し、結果が陰性だった者に対して風しんの定期接種を行う。抗体検査の受検については、医療機関での受検のほか、市町村が保険者となって運営する国民健康保険の被保険者等に対しては、特定健診等の機会を活用、事業所に使用される者に対しては、事業所において定期に実施する健康診断の機会を活用し風しん抗体検査を実施すると示されている。